

◎入園申込みに関する重要事項の確認【電子申請用】

以下の事項は、保育所等入園申込にあたり特に重要なことです。該当する事項をよく読み、ご確認のうえ、申請画面の該当項目にチェックをしてください。※詳しくは、「保育のごあんない」の該当ページをお読みください。

1.お申込みのすべての方へ		該当のページ
1	電子申請画面の冒頭にある<事前確認項目>の内容をすべて了承します。	-
2	入園審査に必要な書類は、提出期限までに必ず提出してください。提出されない場合は入園選考が行えません。期限後に提出された書類は、次回以降の選考対象となります。	P. 15 P. 18 P. 19
3	申込後に申込みの内容に変更があった場合（在園中の兄弟姉妹の状況も含む）には、必ず申込内容変更・取下届と必要書類を提出してください。変更後に提出がない場合は、入園内定や決定を取り消すことがあります。	P. 21
4	保育所等入園（転園）申込書と区立保育園等延長保育申請書の有効期間は、提出日から6か月間です。6か月の間に内定せず、引き続き入園を希望する場合は、改めて必要書類を揃えて再度申込が必要です。	P. 15
5	保育所等に内定したときは、入園月の前月末までに面接と健康診断を受けてください。面接と健康診断を受けられない場合や、面接と健康診断の結果により集団保育ができないと判断された場合は、入園内定が取り消しになることがあります。	P. 13 P. 14
6	申込みのお子さんの状況によっては、発達に関する確認資料および集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を当該施設および事業者にご提供させていただく場合があります。	P. 13 P. 14
7	申込時の状況を入園月の選考状況として入園選考を行うため、申込みから卒園まで同一の申込内容で継続していない場合は、入園取消（退園）となる場合があります。	
8	申込みのお子さんの兄弟姉妹（転園申込中のお子さんを含む）に保育料等の滞納のある方は、必ず支払いを済ませてください。	P. 46
9	入園前に在園中の兄弟姉妹が退園した場合や同時申込み中の兄弟姉妹の申込みを取下げた場合は、選考時点での指数と異なるため、内定している申込児が入園取消（退園）となる場合があります。	-
2.育児休業を取得中の方へ		該当のページ
1	育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し、仕事に就くことを復職とするため、育児休業中または育児休業終了後入園月前に勤務先を退職（転職含む）した場合や、入園月中に育児休業を取得した勤務先に復職したことが確認できない場合は内定取消または退園になります。	P. 22
2	復職とは、入園月中に勤務を開始することを指します。復職の確認は、育児休業を取得した勤務先が作成する復職証明書で行います。入園したときには、申込時の就労証明書のとおりに入園した月に必ず復職し、復職証明書を提出してください。申込みのお子さんやその兄弟姉妹の育児休業であることを問わず、復職されない場合は退園となります。	P. 22 P. 23
3	申込書第3面の育児休業取得（予定含）で、「育児休業の延長を希望する。」をチェックされた方は、選考順位が最下位となります。通常の選考が終了後、希望園に空きがあった場合のみ選考対象となり、選考の結果、内定となることがあります。	P. 23
4	育児休業を延長する場合の手続きについて、必ず勤務先の人事担当者で確認をしてください。	P. 23
3.勤務先に育児時間・育児短時間勤務制度等のある方へ		該当のページ
1	就労証明書に週の勤務日数が減少する記載がある場合は、短縮後の時間、日数により選考します。	P. 24
2	入園後週の勤務日数が減少する場合は、選考時点での指数と異なる状況となるため、入園取消（退園）となる場合があります。	
4.転園を希望する方へ		該当のページ
1	転園の申込みをし、新しい保育所等に内定した場合は、いかなる理由があっても元の保育所等に戻ることはできません。	P. 17
2	転園の意志がなくなった場合には、必ず入園希望月の申込み締切日までに申込内容変更・取下届が入園担当に届くように提出してください。	
5.税情報等の提供にあたっての同意		該当のページ
1	世田谷区が保育料等を算定するに当たって、住民登録の状況、住民税課税状況等について公簿で確認することおよびそれらの情報に基づき決定した保育料等について、特定教育・保育施設等に対して通知することに同意します。	
2	【電子申請の場合のみ】電子申請では、マイナンバーの入力・確認を行いません。入園後に毎年実施する保育料税年度変更の際に、他自治体とマイナンバーを利用した住民税情報連携を希望される場合は、マイナンバーカードの写しを保育認定・調整課入園担当まで郵送にてご提出ください。なお、マイナンバーの提出がなくても、入園選考そのものに影響はありません。※入園選考において、マイナンバーを使った情報連携は行いません。そのため、世田谷区に税情報がない場合は、税資料の提出が必要です。（提出がない場合は、同一指数における優先順位が最下位となります。）	

※この申込書に記載された内容は、保育施設の入所に関する統計資料等に使用することがあります。